

都市農村交流推進事業（クラインガルテン整備）について

1 整備の目的

余暇の楽しみや老後の生きがい、また、真の豊かさを求める価値観の変化等に伴い、自然に寄り添い、農作物を育て、土と親しむ場や農作業体験の場など、農村生活そのものへの都市住民の需要が高まっている。

また、農業振興や農村振興の視点からは、このような都市住民の需要を農地の有効利用につなげることはもとより、都市農村交流の推進による農村部の所得や交流人口の増、さらには農村地域への移住・定住につなげ、農村の活性化を図っていくことが求められている。

これらを鑑み、上田市豊殿岩清水地区が持つ、①上信越自動車道からのアクセスが良い、②近隣地に日本の棚田百選に認定された稲倉の棚田があるなど農村景観や市街地等の眺望が素晴らしい、③農村地域の伝統的な生活体験が残っている、④稲倉の棚田を活用した地域住民主導の都市農村交流事業の実績があり長年培った知識や技術もある、という強みを最大限生かし、都市住民の需要に答えていくとともに、荒廃地の解消や良好な都市農村環境の形成、さらには農村地域の振興に資することを目的として、平成23年度から始まった県営中山間総合整備事業（殿城地区）の一事業として、地元の強い要望のもと、長野県との役割分担により滞在型市民農園（クラインガルテン）を整備するもの

2 主な経過

年度	実施主体	進捗状況等
2010年度 (平成22年度)	上田市	中山間事業地元要望取りまとめ及び計画策定業務開始
	実行委員会	クラインガルテン整備の要望提出
2011年度 (平成23年度)	長野県	中山間事業・殿城地区(クラインガルテン敷地造成含む。)を採択
		ほ場整備及び農道改良工事着手
2013年度 (平成25年度)	上田市	佐久市、立科町クラインガルテン視察
2015年度 (平成27年度)	上田市	実施計画登載
		3月産業水道委員会において概要説明
2016年度 (平成28年度)	上田市	用地測量実施
		3月産業水道委員会において予算内容説明
2017年度 (平成29年度)	長野県	クラインガルテン整備敷地造成設計発注
	上田市	地権者19名(全員)に事業の同意及び用地提供の了承を得た
		開発行為申請に係る業務委託発注

3 県営中山間総合整備事業（殿城地区）の概要

全体計画	工期	事業費
【受益面積 A=92.9ha】 用排水路 L=9,462m 農道 L=805m ほ場整備 A=22.5ha 暗渠排水 A=5.0ha 農業集落道 L=2,360m 農業集落排水 L=568m 交流基盤整備 N=1箇所 <u>市民農園等 N=1箇所</u>	2011年度から 2019年度まで	約15億円

4 当該事業の概要

(1) 整備内容

種別	滞在型市民農園
事業地	上田市殿城 3401 番 1 外 42 筆（地権者 19 名） うち市開発公社・市有地 12 筆
造成面積	約 14,000 m ²
区画数他	区画数 10 区画、1 区画当たり面積 250 m ² ～300 m ² 1 区画の内容 簡易宿泊施設（床面積約 40 m ² ）、農地（約 100 m ² ） 駐車場（1 台分）、緑地等
附帯施設	交流棟（1 棟約 200 m ² ）、四阿（1 棟）、園路、共同駐車場（調整池兼用分含む。） 緑地、共同農園、防火水槽等

(2) 位置図 別紙1のとおり

(3) 土地利用計画図（平面図） 別紙2のとおり

(4) 事業費見込

単位：千円

項目	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	計
事業費	3,024	3,218	54,219	131,220	40,000	231,681
うち国庫支出			0	52,060	20,000	72,060
うち地方債			29,500	75,200	19,000	123,700
うち一般財源	3,024	3,218	24,719	3,960	1,000	35,921

※2018年度の額は6月補正上程額及び業務の進捗状況による今後補正見込み額含む。

※国庫は、農林水産省所管の農山漁村振興交付金（交付率1/2）の申請を想定

※地方債は、合併特例債の活用を想定

(5) 今後の主なスケジュール案

ア 2018年度(平成30年度)下半期

- ・事業地の造成工事(長野県にて実施)
- ・造成に伴うインフラ整備工事
- ・建築に係る実施設計業務
- ・国庫補助要望(農山漁村振興交付金)

イ 2019年度(平成31年度)

- ・建築工事(一部)
- ・例規整備

ウ 2020年度(平成32年度)

- ・一部供用開始(最短の場合の見込)
- ・建築工事(残り)

5 長野県等との役割分担

(1) 上田市

市民農園区域の指定(要県協議)、市民農園開設の認定(要県同意)、開発許可(要県許可)、用地交渉、造成以後の簡易宿泊施設の建設等の市民農園の整備、市民農園の管理・運営 など

(2) 長野県

県営中山間総合整備事業(殿城地区)の一事業として事業地の造成工事

(3) 地元自治会及び地元団体

地元意向等のとりまとめ、栽培指導、利用者等との交流事業等の実施、移住定住の受入支援、希望する利用者等の棚田保全活動等営農への受入 など

6 管理運営

地元の要望事業でもあり、供用開始後の管理運営は、地元組織による指定管理としたい。